

第1111回教育委員会

令和4年5月30日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後3時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 庄内中高一貫校(仮称)の校名公募について

(高校教育課高校改革推進室)

5 議 題

議第1号 山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者の募集について

(生涯教育・学習振興課)

議第2号 山形県社会教育委員の解嘱について (生涯教育・学習振興課)

議第3号 山形県スポーツ推進審議会委員の任命について

(スポーツ保健課)

議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について (教育政策課)

6 閉 会


庄内中高一貫校（仮称）の校名公募について

令和4年5月30日
高校改革推進室

1 スケジュール

令和4年 5月 公募の詳細を広報（県HP、テレビ、ラジオ、庄内2市3町広報誌等）
6月 公募
10月 校名公表（予定）

2 公募の詳細

◇ 庄内地区に設置する併設型中高一貫教育校の校名公募について	
新設校の概要	<p>県内2例目、庄内地区では初の設置となる県立中学校と県立高等学校を併設した中高一貫教育校で、「自主性と自立心をもつ生徒」「確かな学力と豊かな人間性を身に付け、新しい価値を創造する生徒」「社会的使命を自覚するとともに、その実現に向けて取り組む生徒」を育てます。</p> <p>詳しくは、県ホームページ（高校改革推進室）をご覧ください。</p>
開校予定	令和6年4月
設置場所	併設型中学校：現県立鶴岡北高等学校 併設型高校：現県立鶴岡南高等学校
応募方法	①「校名（ふりがな）」②「校名の趣旨」③「住所・氏名（ふりがな）・電話番号」を、ウェブは応募フォームで、郵送は官製はがきでご応募ください。
応募期間	令和4年6月1日から令和4年6月30日まで（郵送は当日消印有効）
応募先	<p>【ウェブ】校名募集ホームページ応募フォームから https://sites.google.com/yamagataps.jp/ikkankou-koumei</p>  <p>【郵送】〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 高校教育課高校改革推進室 宛</p>
問合せ	TEL 023-630-2493
その他	<p>○ 校名は「山形県立[]中学校・山形県立[]高等学校」となります。 []の部分（中学校、高等学校ともに同じ名称）をお考えください。</p> <p>○ このたびの公募は、校名を決定する上で参考にするものであり、応募数の多寡により決定するものではありません。</p> <p>○ 「住所・氏名（ふりがな）・電話番号」は、校名公募の業務に使用するためのものであり、他の目的に使用することはありません。</p>

議第 1 号

山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県飯豊少年自然の家
- (2) 所在地 山形県西置賜郡飯豊町大字添川字関山 3535 番地の 33

2 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の

- 取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

提 案 理 由

山形県飯豊少年自然の家に平成29年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者の募集について提案するものである。

令和4年5月30日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県飯豊少年自然の家指定管理者公募について

◆施設概要

1 設置目的

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。

2 施設面積など

敷地面積 100,368.00 m²
建 物 鉄筋コンクリート造、2階建
延床面積 4,181.31 m²

3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）
休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

- ① 国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ③ 毎月の第3日曜日（国民の祝日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。）
- ④ 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

4 利用者数（延べ人数）及び使用料収入

平成29年度：	20,036人	312,400円
平成30年度：	18,464人	429,850円
令和元年度：	15,174人	287,350円
令和2年度：	8,122人	89,380円
令和3年度：	7,999人	47,560円

5 現在の管理運営体制

県職員数：職員4名、臨時職員1名（夏季のみ）
指定管理者：株式会社ヤマコー
職員数：常勤職員6名、非常勤職員4名

◆指定管理者公募

1 指定期間：5年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務（指定管理料の上限額 205,524千円／5ヵ年）

- (1) 施設等の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）
- (2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等）
- (3) 施設の利用許可等に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）
- (4) 利用者の指導に関する業務（企画事業の実施、県主催事業の実施支援等）

4 選定のスケジュール（予定）

- ① 教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 5月30日（月）
- ② 募集要項審査委員会 7月8日（金）
- ③ 募集要項等の配布 8月上旬～9月中旬 ※6週間確保
- ④ 質問書の受付 8月上旬～募集要項等配布終了1週間前
- ⑤ 現地説明会の開催 8月下旬
- ⑥ 申請書類の提出期限 募集要項等の配布終了の日
- ⑦ 選定審査委員会 10月上旬～中旬
- ⑧ 候補者の選定 10月下旬
- ⑨ 指定管理者の議決（県議会12月定例会） 12月
- ⑩ 教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 令和5年1月
- ⑪ 指定管理者との協定締結 令和5年2月